

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画**や**換地計画**の策定のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全て**について、**農地中間管理権**が設定
- 事業対象農地面積：**10ha以上** (中山間地域は**5ha以上**)
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上** (中山間地域は**0.5ha以上**)
の**まとまりのある農地**)
- **農地中間管理権**の設定期間が、**事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上**を**事業完了後5年以内**に担い手に**集団化**
- 事業実施地域の**収益性**が**事業完了後5年以内** (果樹等は**10年以内**)
に**20%以上向上** 等

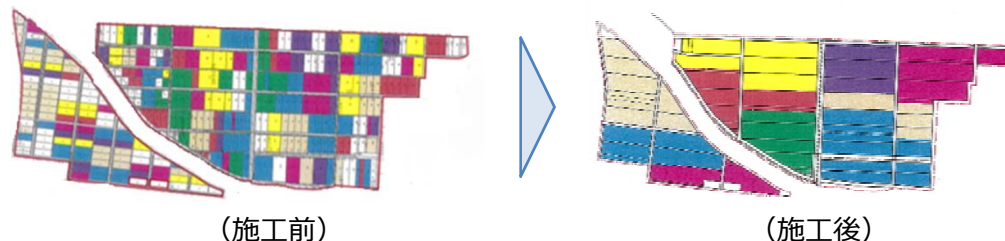
<事業の流れ>



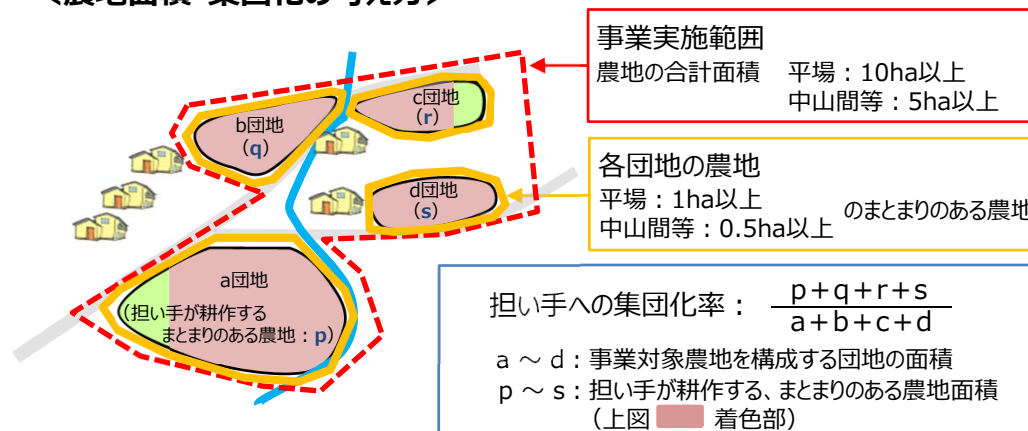
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)